

改訂版発刊!

12訂版

# 危険物法令の早わかり

神戸市消防局予防部危険物保安課 監修  
神戸市危険物安全協会 編集

- A4判 ● 216ページ ● 定価 (本体2,400円+税)
- ISBN978-4-8090-2483-2 C3032 ¥2400E
- 内容現在：令和2年7月1日

詳細は  
こちら!



12訂版では、主に製造所等の位置・構造・設備早見表を改訂

- ・ 水素スタンドを併設する給油取扱所の技術基準の見直し(令和元年8月27日施行)
- ・ セルフ式給油スタンドにおける制御装置を設けた可搬式制御機器の使用可能化(令和2年4月1日施行)
- ・ 給油取扱所における物品の販売可能化(令和2年4月1日施行)

## 目次

- 1 消防法の改正概要(昭和63年改正)
- 2 消防法の改正概要(危険物規制事務関連改正)
- 3 危険物の規制に関する政令の一部改正(昭和63年改正)
- 4 位置、構造及び設備等の改正の概要(昭和63年改正)
- 5 危険物の規制に関する政省令等の一部改正等
- 6 製造所等の位置・構造・設備早見表  
製造所等の形態別適用法令早見表  
製造所・一般取扱所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所、簡易タンク貯蔵所、移動タンク貯蔵所、屋外貯蔵所、給油取扱所、販売取扱所、消火設備・警報設備一覧表  
<参考>危険物取扱者免状に関する事項

## 法令改正の概要と

施設別早見表を軸にした内容構成で、  
危険物法令の知識があなたのものに!



東京法令出版

内容見本は裏面に

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令第2条の表(69)の項に定める「メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤」のうち「メタバナジン酸アンモニウム0.01%以下を含有するもの」について、指定物質から除外されました。

63 令和元年6月28日 省令第19号

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴い、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める等の所要の規定の整理が行われました。

64 令和元年8月27日 省令第34号

ア 屋外タンク貯蔵所の構造又は設備の変更の工事について、タンク本体に関する工事が構造上の影響を与える有害な変形がないタンクの底部に係る溶接部(ぜい性破壊を起こすおそれのないものに限る。)の補修工事のうち、タンク本体の変形に対する影響が軽微なものについては水張検査に係る規定を適用しないこととされました。

イ 圧縮水素充填設備設置給油取扱所において、液化水素ポンプ昇圧型圧縮水素スタンドを併設するための技術上の基準、給油と水素充填のための停車スペースを共有化する場合の技術上の基準が定められました。

ウ 地下貯蔵タンク、二重殻タンクの強化プラスチック製の外殻及び地下埋設配管並びに

## 顧客に自ら給油等をさせる屋外給油取扱所 位置・構造

(政令第17条第5項)

<input type="checkbox"/>	屋外の定義	(上屋等の水平投影面積-1階事務所等の面積)÷(敷地面積)
<input type="checkbox"/>	セルフの定義	顧客に自ら自動車(自動二輪車を含む)、原動機付自転車に給油器に詰め替えさせることができる給油取扱所(禁止⇒顧客がガソリン・軽油をタンクローリーに注入する)
<input type="checkbox"/>	給油設備	固定給油設備(ポンプ機器及びホース機器)
<input type="checkbox"/>	空地	給油空地 ホース機器の周囲に間口10m以上、奥行6m以上の以下の性能 ・自動車等が安全、円滑に出入りできる幅で道路に面する ・自動車等が空地からはみ出さず、安全、円滑に通行できる広さ ・自動車等が空地からはみ出さず、安全、円滑に給油できる広さ 懸垂式は、ホース機器の下
<input type="checkbox"/>		注油空地 注油設備⇒固定注油設備(ポンプ機器及びホース機器) ホース機器の周囲に以下の性能を有する空地を確保 ・容器詰替固定注油設備の場合、容器を安全に置くことができ、 ・ローリー[4,000L以下のタンク(2,000L以下ごとに仕切った)ローリーが空地からはみ出さず、安全、円滑に注入できる広さ 懸垂式は、ホース機器の下(給油空地以外に確保)
<input type="checkbox"/>	地	舗装 耐油性、耐浸透性、自動車等の荷重に対する強度及び耐火性を
<input type="checkbox"/>		滞留防止措置 地盤面を高くし傾斜を設ける措置等
<input type="checkbox"/>	等	流出防止措置 排水溝、貯留設備及び油分離装置を設ける措置等
<input type="checkbox"/>		防火塀等 場所 自動車等の出入りする側を除く周囲 構造 高さ2m以上の耐火構造又は不燃材料で以下の基準を満たすこと ・開口部(防火設備ではめごろし戸(ガラスを用いる場合は網入)給油中、注油中及び荷卸し中の火災により隣接する敷地の建築物部分の表面及び防火塀等に設けられた防火設備の給油取扱所にか[2000/燃焼継続時間(分)] <sup>2</sup> kW/m <sup>2</sup> 以下である
<input type="checkbox"/>		緊急停止スイッチの設置(全ての計量機について危険物の供給を一斉に停止するた(火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所に設ける)
<input type="checkbox"/>	電気設備	電気工作物に係る法令の規定による 可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所⇒防爆構造の電気設備

○給油取扱所 形態別適用法令早見表

区分	政令	規則	記載ページ
屋外給油取扱所	17(1)		144~147
航空機給油取扱所	17(1)+(3)	26	153・154
船舶給油取扱所	17(1)+(3)	26の2	155・156
鉄道給油取扱所	17(1)+(3)	27	157・158
圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所	17(1)+(3)	27の2・27の3	159~164
圧縮水素充填設備設置給油取扱所	17(1)+(3)	27の5	171~176
自家用給油取扱所	17(1)+(3)	28	—
圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所	17(1)+(3)	28	—
圧縮水素充填設備設置給油取扱所	17(1)+(3)	28	—
メタノール等及びエタノール等の給油取扱所	17(1)+(4)	28の2	177~182
圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所	17(1)+(3)+(4)	28の2の3	177~182
圧縮水素充填設備設置給油取扱所	17(1)+(3)+(4)	28の2の3	—
自家用給油取扱所	17(1)+(3)+(4)	28の2の3	—
顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所	17(1)+(5)	28の2の5	190~195 203・204
圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所	17(1)+(3)+(5)	28の2の7	—

30

⑦ 塩素酸ナトリウム NaClO<sub>2</sub>

品名 第一類 塩素酸塩類(第一種酸化性液体 指定数量 50kg)

英名、別名 Sodium chlorate, Chloric acid sodium salt  
塩素酸ソーダ、塩素

性状  
・無色の粒状結晶で溶解性がある。  
・アセトンを化学式で分子に溶解する。  
・加熱した場合、300℃で分解を始め、酸素を

分子量 106.44 測定 分析化学用試薬、指示薬、マシナ、塩素  
比重 2.04 融点 248℃~264℃  
融点 248℃~264℃ 融点

危険性  
・吸入した場合、気管や肺臓に刺激を与え、喉痛、腹痛又はチアノーゼ等の症状を引き起こす。  
・皮膚や粘膜に接触した場合、融れた部分を刺激する。  
・空気中に100ppm以上である。  
・GHS07 腐食 LD<sub>50</sub>: 1,300mg/kg (ラット)

消防上の注意  
・火災の場合、大量の水で消火する。塩化液、泡、粉末消火設備、器具も初期消火に有効である。  
・注水する場合、安全影響を軽減し、流す液体を利用する。浸水有害物を活用し、浸水の悪化を防ぐ。  
・漏れの場合、吸込機、吸込機、吸込機等を使用して吸込機によって吸込機に回収する。  
・可燃物、有機物、イオン、薬品、その他混合すると危険な物質を形成し得る。  
・漏れいっせいで流液の場合、砂、土又は他の吸水性材料を使用し吸込機に回収する。